

触法障がい者部会報告

令和 8 年 3 月

1. 部会設置の目的等

触法障がい者に対する司法と福祉が連携した支援について協議・検討を行うもの（平成 28 年 4 月設置）。

2. 令和7年度の部会開催状況

	開催日	議題
第 1 回	令和7年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の活動スケジュールについて ・主催研修会の企画立案 ・令和6年度触法障がい者支援スキーム年間報告 ・令和7年度触法障がい者支援スキーム経過報告
第 2 回	令和7年10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・主催研修会について ・令和7年度触法障がい者支援スキーム経過報告
第 3 回	令和7年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・主催研修会について ・令和7年度触法障がい者支援スキーム経過報告
研修会	令和7年11月27日	研修名 「今からつなげよう！ 触法障がい者支援アップデート研修」 内 容 【第 1 部】リレー講座 【第 2 部】シンポジウム 参加者（会場）83名（後日配信）91名 計174名
第 4 回	令和8年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・主催研修会の振り返り（成果及び課題の検証） ・令和7年度の年間を通した取り組みの振り返り ・次年度以降の部会の在り方や方向性について ・令和7年度触法障がい者支援スキーム経過報告

3. 検討・協議内容

(1) 主催研修会について（「今からつなげよう！触法障がい者支援アップデート研修」）

触法障がい者の地域の受け皿を増やしていくことを目的とした令和6年度研修会では、触法障がい者（の支援）に対するイメージや受け入れに対し、参加者より前向きな反応が得られた一方で、支援時に活用できる支援機関やツール等の情報発信の必要性が見えた。そこで、令和7年度は基礎的な内容に加えて、支援における「連携・繋ぎ」に焦点を置いた研修会を開催することとし、第1回から第3回までを研修会の開催に向けた協議、第4回で研修会の振り返り（成果及び課題の検証）を行った。

◆ 研修会の主な内容

【第1部】 リレー講座	・よりそい弁護士制度の紹介 ・保護観察所の役割と関係機関への繋ぎ ・地域生活定着支援センターの役割と関係機関への繋ぎ
【第2部】 シンポジウム	(1) 司法から地域への移行を支援した体験談(よりそい弁護士制度の活用)、(2) 地域への移行後に福祉が支援した体験談(障がい福祉サービスの活用)として、2事例をもとに、支援に携わった関係機関(弁護士、区基幹センター、障がい者支援施設)によるディスカッション

◆ 研修会の成果と課題

- ・令和6年度と同様に参加者に対し、研修申込時と受講後にアンケートを実施した。その結果、研修の前後で触法障がい者(の支援)に対するイメージと支援に臨む気持ちについて、前向きな変化が見られた。
- ・今後、自事業所等において触法障がい者の受け入れや支援の依頼があった場合の対応についても、「対応は可能(可能な限り対応したい)」との回答が約70%であり、「対応は難しい(検討も難しい)」との回答はなかった(※令和6年度は5%が難しいと回答)。
- ・全体を通して、触法障がい者の支援においては、多職種がチームとして支援していくことの効果が伝わり、今回のねらいでもある支援におけるバックアップ体制や連携の重要性について理解が得られた。
- ・障がい福祉サービス事業所においては、触法障がい者の支援の経験がない職員も多くおり、刑事事件手続きの流れ等に関する基礎的な内容を深める必要性も見えた。

(2) 触法障がい者刑事弁護支援スキームの報告・検証

令和7年度も引き続き、スキームの依頼を受け対応を開始したケースについては経過を追い、本部会において報告及び検証を行った。なお、令和7年度の依頼件数は、計8件(令和8年2月時点)である。

(3) 令和7年度の年間を通した取り組みの振り返り

研修会を開催するにあたり、研修のねらいを達成するための内容設定や研修に付随するアンケート項目の協議等、ブラッシュアップを重ねた。各委員が自身の専門分野に関する意見や情報等を持ち寄ることによって、活発な意見交換に繋がった。

(4) 次年度以降の部会の在り方や方向性について

触法障がい者刑事弁護支援スキームについては、次年度も引き続き報告及び検証を行っていく。また、支援者向け研修会の開催とともに、研修会等を通した地域の受け皿の広がりに対する効果の検証方法、支援者・当事者が活用できる触法障がい者の支援に関連する諸制度等の情報提供の在り方も検討していく。